

回覧 令和2年4月15日(三股町)代表☎:52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|---------|-------|---|
| <重要> | 1 | ◆新型コロナウイルス感染拡大に伴う各種イベント・行事開催における注意事項
◆休業者・失業者に対して一次的な資金の緊急貸付を行います |
| | 2 | ◆新型コロナウイルスなどの感染症対策のため、家庭でのマスクなどの捨て方をお知らせします |
| <募集> | 3 | ◆本年度のふるさと振興人材育成国内・海外派遣事業は「中止」とします
◆東京2020オリンピック聖火リレーは中止となりました
◆『さつき学園』で、一緒に楽しく学んでみませんか？ |
| | 4 | ◆「ずっと住みたいまちづくり協働推進事業」に取り組む団体を募集します |
| | 7 | ◆わくわく短期教室「お片付けの基本とラクラク収納教室」の受講生を募集します |
| <講座・教室> | 8 | ◆点訳・音訳ボランティア養成講座の受講生を募集します
◆都城少年少女発明クラブの会員を募集します |
| | 9 | ◆あなたの仲間づくりと学びの心を応援します！生涯学習教室「わくわく教室」の受講者を募集します |
| <催し> | 10 | ◆「第154回みまたん駅前よかもん市(朝市)」を開催します |
| <お知らせ> | | ◆特定高齢者の住宅改修助成金を受ける事業者は、事前登録が必要です |
| | 11 | ◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)が始まります
◆高齢者運転免許証自主返納支援事業が始まります |
| | 12 | ◆上米公園パークゴルフ場がさらに利用しやすくなりました |



防災無線の放送内容が☎で確認できます！

三股町放送内容 ☎0986-51-1417 ※どちらの番号でも
【確認ダイヤル】 ☎0986-51-1418 同じ内容です。



【利用上の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

【問い合わせ】総務課 危機管理係 ☎52-1110(直通)

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|-----------------|-------|--|
| <保健と福祉>
(一般) | 13 | ◆家内労働(内職)情報をお知らせします |
| | 14 | ◆軽自動車税種別割の減免申請を受け付けます |
| | 15 | ◆「緑の募金」にご協力ください |
| | 16 | ◆イヌの登録と狂犬病予防注射を行います |
| | 17 | ◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します |
| | 18 | ◆ブロック塀などの除却費用を補助します
(令和2年度までの2年間限定の事業です) |
| | 19 | ◆「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第十一回特別弔慰金)」の請求の受付を行います |
| <農林畜産業関連> | 20 | ◆障害者ふれあいサロンに参加しませんか？
◆畜産農家の皆さんへ
毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です |
| | 21 | ◆5月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします |
| | 22 | ◆屋外で鳥を飼育している人へ
高病原性鳥インフルエンザを予防しましょう |
| <相談> | 23 | ◆「無料法律相談」を実施します |
| | 23 | ◆「行政相談」を実施します |
| | 23 | ◆「人権相談」を実施します |
| | 24 | ◆「消費生活無料法律相談」を実施します
◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |



**新型コロナウイルス感染拡大に伴う
各種イベント・行事開催における注意事項**

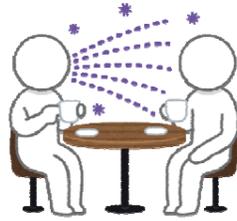
町は、3月19日の専門家会議や国の新型コロナウイルス対策本部の内容を受け、3月24日に「第4回三股町新型コロナウイルス対策本部会議」を行いました。

そこで、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、町内で行われる各種イベント・行事などの開催は、主催者の皆さんに以下の内容をご留意いただき、開催の可否を決めていただきますようお願いいたします。

なお、開催する場合には、換気を行うなどの感染防止対策を十分に講じていただきますようお願いいたします。

関係者の皆様には、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をどうかよろしくお願いいたします。

- 注意事項 = ①換気の悪い密閉空間での開催
- ②多くの人が密集する場での開催
- ③近距離での会話や発声する場での開催



※以上の3つの条件が同時に重なる場でのイベントや行事については、感染拡大防止の観点から注意が必要となります。

■ 注意期間 = 令和2年4月1日（水）から当分の間

この内容は、4月3日（金）時点であることをご了承ください。今後の感染拡大の状況によっては、内容が変更となる場合があります。

- ※お問い合わせは、
- ・ 総務課（2階 ②番窓口）
（町新型コロナウイルス対策本部会議について）
☎：52-1112
 - ・ 町健康管理センター
（新型コロナウイルス感染予防などについて）
☎：52-8481
 - ・ 都城保健所
（新型コロナウイルス感染全般について）
☎：23-4504 お願いします。



重 要

◆休業者・失業者に対して一次的な資金の緊急貸付を行います

県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸し付けの対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業などで生活資金にお悩みの人に向けた、緊急小口資金などの特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は次のとおりですが、詳しくは、三股町社会福祉協議会へお問い合わせください。

緊急対策としての貸付事業ですので、保証人は不要で利子もありませんので、該当する人は、ぜひお問い合わせください。

【休業者向けの貸し付け（緊急小口資金）】

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸し付けを行います。

- 対象者 = 新型コロナウイルスの影響で休業し、緊急かつ一時的な生計維持のために貸し付けを必要とする世帯
- 貸付上限額 = 10万円以内
※学校の休業による特例の場合は20万円以内
- 据置期間 = 1年以内
- 償還期限 = 2年以内

【失業者向けの貸し付け（総合支援資金）】

失業者が生活を再建するまでに必要な生活費用の貸し付けを行います。

- 対象者 = 新型コロナウイルスの影響で失業し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- 貸付上限額 = 2人以上・・・月20万円以内
単身・・・月15万円以内
- 貸付期間 = 原則3カ月以内
- 据置期間 = 1年以内
- 償還期限 = 10年以内

※お問い合わせは、
三股町社会福祉協議会
☎：52-1246 お願いします。

◆新型コロナウイルスなどの感染症対策のため、家庭でのマスクなどの捨て方をお知らせします

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した人やその疑いのある人などが家庭にいらっしゃる場合、鼻水などが付着したマスクやティッシュなどのごみを捨てる時は、次の「ごみの捨て方」に沿って、「ごみに直接触れない」、「ごみ袋はしっかりしばって封をする」、「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけましょう。

《 ごみの捨て方 》

① ごみ箱にごみ袋をかぶせます。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしばって封をしましょう。

② マスクなどのごみに直接触れることがないようにしっかりしばります。
※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。
袋をしばって封をしましょう。

③ ごみを捨てた後は、せっけんなどを使って、流水で手をよく洗いましょう。



「ごみの捨て方」に沿ってもらうことで、家族だけでなく、皆さんが出したごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の人にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。

ごみを捨てる時は自治体のルールに従うとともに、ポイ捨ては絶対にやめましょう。使用済みのマスクなどのごみを捨てる時にも、「ごみの捨て方」を参考に、「ごみに直接触れない」、「ごみ袋はしっかりしばって封をする」、「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意しましょう。



※お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係（2階 ④番窓口）

☎：52-9082（直通）をお願いします。

募 集

◆本年度のふるさと振興人材育成国内・海外派遣事業は「中止」とします

町および町教育委員会では、人材育成を目的として、夏季休業中に30人の小学6年生を沖永良部へ、6人の中学生をオーストラリアへ派遣する「町ふるさと振興人材育成国内・海外派遣事業」を毎年実施しています。今回、新型コロナウイルス感染拡大の終息がいまだに不透明であるため、団員の健康を第一に考えた結果、本年度の派遣は中止することとしました。

研修参加を楽しみに応募を予定していた皆さんには、大変なご迷惑をおかけしますが、ご理解をいただきますようお願いいたします。

※お問い合わせは、

【国内】沖永良部研修

教育課 生涯学習係（町中央公民館内）☎：52-9311（直通）

【海外】オーストラリア研修

教育課 学校教育係（町中央公民館内）☎：52-9314（直通）

をお願いいたします。

◆東京2020オリンピック聖火リレーは中止となりました

新型コロナウイルス感染拡大の影響で東京オリンピックの延期が決定したことを受け、3月26日に福島県をスタートし、4月27日に本町を通過する予定だった聖火リレーが中止となりました。今後、大会の延期日程に合わせて、新たな聖火リレーの日程が示される方向で検討される予定です。

これまでのさまざまな準備にご尽力いただいた関係者の皆さん、また聖火リレーを楽しみされていた町民の皆さんには大変なご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

※お問い合わせは、

企画商工課 企画政策係（3階 ②番窓口）

☎：52-1114（直通）をお願いいたします。

◆『さつき学園』で、一緒に楽しく学んでみませんか？

学習資格	町内在住で60歳以上の人	募集定員	40人 ※ 定員を超える場合は、初めての人を優先し、受講したことがある人は抽選となります。
開催期間	5月から令和3年3月まで ※ 基本的に全ての学習会に参加できる人		
学習日	月に1・2回（火曜日の午後2時～4時） ※ 時間帯は、学習内容で変わることがあります。		
学習場所	主に町中央公民館（屋外での学習もあります）		
負担費用	保険料1,000円 運営費1,000円 ※ 材料費が別に必要となります。		
学習内容	難しい学習ではなく、誰でも楽しく学べる内容を計画しています。		
講師	バラエティに富んださまざまな講師をお招きします。		
申込方法	申込用紙に必要事項を記入して提出してください。 【提出先】 教育課 生涯学習係（町中央公民館内）☎：52-9311 ※ 申込用紙は、町中央公民館と町役場1階受付に置いてあります。		
募集期限	5月8日（金）		

令和2年度の学習内容（予定）

5月	開講式・オリエンテーション、講話	11月	移動教室② 鑑賞教室
6月	人生講話 グラウンドゴルフ	12月	体験教室
7月	移動教室① 健康セミナー	1月	健康教室
8月	音楽教室 異文化学習	2月	教養講座 4町交流学习・史跡見学
9月	ヨガ教室 出前講座	3月	まとめの講話、修了式
10月	教養講座 パークゴルフ教室		

※学習内容は、変更になることがあります。

令和元年度 さつき学園の様子



人生講話



移動教室



笑いヨガ教室

※お問い合わせは、

教育課 生涯学習係

☎：52-9311（直通）をお願いいたします。

◆「ずっと住みたいまちづくり協働推進事業」に取り組む団体を募集します

1. 備品等貸出事業

■事業内容 =

公益的な環境美化活動に対して備品などの貸し出しを行います。

■貸し出しを行う備品など =

番号	貸出備品名	貸出数量	貸出条件など	貸出場所
1	2トントラック	1	普通自動車免許	町役場 都市整備課
2	軽トラック	1	普通自動車免許	
3	自走式芝刈り機	1		
4	草刈り機	2		
5	作業中安全看板	4		
6	安全ポール (コーン、バー)	5組		

■貸出日時 =

・土曜、日曜および国民の祝日 午前8時～午後6時
【12月29日(火)～令和3年1月3日(日)を除く】

※町の公務使用に支障がある場合は使えません。

※次に案内する道路等環境整備事業を行う団体は、優先して使用できます。

■使用できる団体 =

- ・公民館などの自治会、老人クラブ
- ・PTA、子ども会、幼稚園、保育園の保護者会などの教育関係団体
- ・体育協会、文化協会、スポーツ少年団などの文化・スポーツ関係団体
- ・町社会福祉協議会登録のボランティア団体
- ・特定非営利活動法人 など

■使用できる活動 =

町内の道路、河川、公園、学校その他の公共施設の環境美化のために行う活動など。

■申込方法 =

備品を利用する3日前までに都市整備課に申請書を提出してください。
貸出備品が重複した場合は、先に申し込んだ団体を優先に貸し出します。

2. 道路等環境整備事業

■事業内容 =

町道の草刈り作業と刈り草の集草作業。

※次ページにある作業箇所を、8月までに1回目の作業を行い、
2回実施する場合は、12月までに作業を行ってまいります。

■実施対象団体 =

- ①公民館などの自治会・水利組合・土地改良などの地域団体
- ②企業（工場周辺の企業職員による作業）
- ③特定非営利活動団体・ボランティア団体 など

■奨励金 =

1回1区あたり15円（2回を上限とし、10万円まで支給）

■申込方法 =

5月15日（金）までに申請書を提出してください。

※申請書は都市整備課にあります。

■実施団体の決定 =

応募多数の場合は、作業条件・地域性を比較して最適な団体を都市整備課で選考します。ご了承ください。



3. 公園等環境整備協働事業

町民の皆さんとの協働を促進し、住民参加型の地域づくりを進めるために「ずっと住みたいまちづくり協働推進事業」の一環として、公園等環境整備協働事業に取り組む団体を募集します。

■事業内容 =

小公園などの草刈り作業と刈り草の集草作業。

※右ページの図にある公園を、原則として年7回（4月から10月まで毎月）作業を行ってまいります。

■実施対象団体 =

- ①公民館などの自治会・水利組合・土地改良などの地域団体
- ②企業（工場周辺の企業職員による作業）
- ③特定非営利活動団体・ボランティア団体 など

■奨励金 =

次ページの「公園等環境整備協働事業対象公園一覧表」でご確認ください。

■申込方法 =

5月15日（金）までに申請書を提出してください。

※申請書は都市整備課にあります。

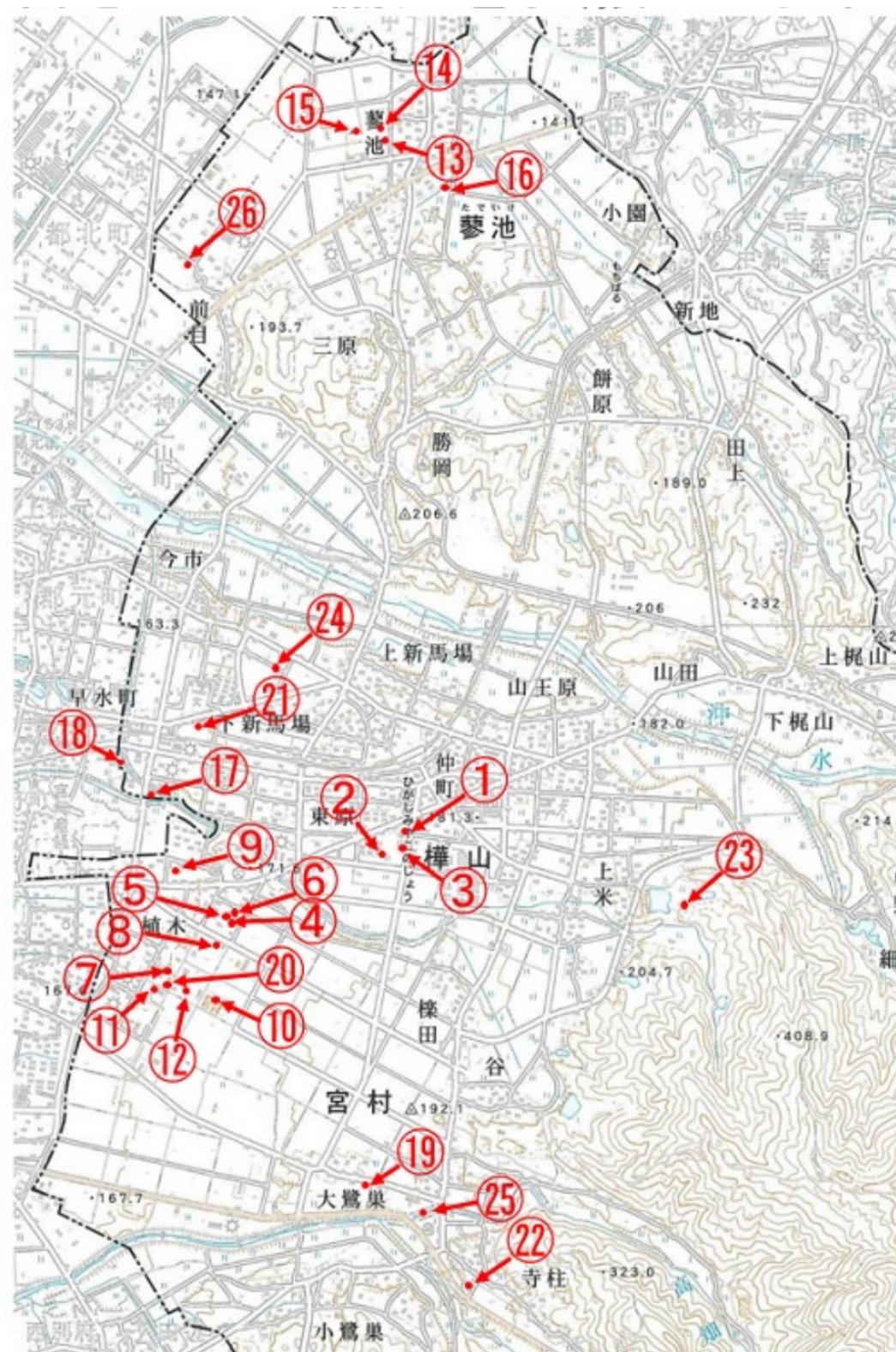
■実施団体の決定 =

応募多数の場合は、作業条件・地域性を比較して最適な団体を都市整備課で選考します。ご了承ください。



※お申し込み・お問い合わせは、
都市整備課 施設管理係（2階 ③番窓口）
☎：52-9068（直通）にお願いします。

次の図の公園での作業を募集しています。
皆さんのご協力をお願いします。



公園等環境整備協働事業対象公園一覧表

番号	名 称	所 在 地	面積 ㎡	活動奨励金 (1回当たりの単価) 円	備考
2	西五本松公園	// 大字樺山3276-11	148	1,600	
7	植木小公園4号	// 大字宮村2918-7	265	2,100	
8	植木小公園5号	// 大字宮村3006-16	133	1,600	
9	植木小公園6号	// 大字樺山1923-30	93	1,600	
10	植木小公園7号	// 大字宮村3034-61	616	4,900	
11	植木小公園8号	// 大字宮村2789-30	454	3,600	
12	植木南小公園	// 大字宮村2785-5	333	2,700	
13	蓼池小公園1号	// 大字蓼池3717-9	153	1,600	
14	蓼池小公園2号	// 大字蓼池3850-18	136	1,600	
15	蓼池小公園3号	// 大字蓼池3720-10	109	1,600	
16	三本松小公園	// 大字蓼池3528-15	109	1,600	
17	稗田小公園	// 稗田62-1	785	6,300	
19	大鷲巣小公園	// 大字宮村1876-17	112	1,600	
20	やまと小公園	// 大字宮村2918-49	182	1,600	
25	一町田公園(法面)	// 大字宮村1566	250	2,000	

【参考】次の公園は、昨年度までに実施団体と町が協定書を締結しており、作業を依頼済みです。

1	五本松小公園	三股町五本松17-1	824	6,600	草刈実施中
3	もみの木小公園	// 大字樺山3314-7	559	4,500	草刈実施中
4	植木小公園1号	// 大字樺山1852-41	414	3,300	草刈実施中
5	植木小公園2号	// 大字樺山1870-13	414	3,300	草刈実施中
6	植木小公園3号	// 大字樺山1877-18	293	2,300	草刈実施中
18	都三小公園	// 稗田57-3	399	3,200	草刈実施中
21	中原小公園	// 大字樺山5036-85	900	7,200	草刈実施中
22	眺霧台小公園	// 大字宮村1201-22	282	2,300	草刈実施中
23	上米公園城跡広場	// 大字樺山115-3	630	5,000	草刈実施中
24	中原児童公園	// 新馬場30-1	2,500	20,000	草刈実施中
26	前目公園(遊具広場)	// 大字蓼池4201-1	1,500	12,000	草刈実施中

◆わくわく短期教室「お片付けの基本とラクラク収納教室」の受講生を募集します

町教育委員会ではお片付け教室第2弾「お片付けの基本とラクラク収納教室」を次のとおり開催いたします。参加を希望する人は、お申し込みください。

■ 教室の内容 = 誰にでもできる心とモノのお片付け講座で、すぐに役立つお片付けのポイントをプロから学びます。使いやすいラクラク収納も身につきます。昨年、第1弾の教室を受講された人は復習も兼ねて学習できます。また、初めての人でも分かりやすい内容となっています。

■ 講 師 = 松山 秀子 先生
【整理収納アドバイザー1級・クリンネスト(掃除)1級ほか】

■ 開催日時 = 5月16日(土)、30(土)
2日間とも午後1時30分～3時30分

■ 受講料 = 500円

■ 開催場所 = 町中央公民館 和室

■ 対象者 = 高校生以上～
※申し込み人数が10人未満の場合は、開催することができません。

■ 申込期限 = 5月1日(金)

■ 申込方法 =
町中央公民館内の教育課・町役場総合案内窓口にて備え付けの申込用紙に必要事項を記入して、教育課生涯学習係(中央公民館内)に直接提出してください。

※お申し込み・お問い合わせは、
町教育委員会 教育課 生涯学習係(町中央公民館内)
(受付時間 平日の午前8時30分～午後5時)
☎: 52-9311 ファクス: 52-9724 にお申し込みします。



◆点訳・音訳ボランティア養成講座の受講生を募集します

視覚に障害のある人が利用する点字図書・録音図書などを製作するボランティア養成講座の受講生を募集します。

受講するためには事前申し込みが必要ですので、興味のある人は気軽にお問い合わせください。

■ 対象者 = 18歳以上で、講座修了後に都城市点字図書館でボランティア活動のできる人。

■ 開催期間 = 5月13日（水）～令和3年3月3日（水）

■ 開催日時 = ①点訳：第2・4水曜日
午前9時30分～11時30分（全22回）
②音訳：第1・2・4水曜日
午後1時30分～3時30分（全24回）

■ 場 所 = 都城市総合社会福祉センター

■ 受講料 = 無料

※ただし、教材費として点訳1,700円、音訳1,000円程度必要。

■ 申込期間 = 4月2日（木）～5月8日（金）



※お申し込み・お問い合わせは、

都城市点字図書館

☎：26-1948 にお願ひします。

◆都城少年少女発明クラブの会員を募集します

令和2年度の都城少年少女発明クラブ会員を募集します。

参加を希望する人は、お申し込みください。

■ 活動の内容 = 年間20回（月2回）、木工工作や電子工作に取り組みます。

■ 活動期間 = 5月16日（土）～令和3年2月27日（土）
毎月第1・3土曜日（1月は第2・4土曜日）
午後1時30分から5時まで

■ 費 用 = 年4,500円

■ 開催場所 = 都城市カンガエールプラザ（都城市年見町14-1）

■ 対象者 = 小学校3年生～6年生

■ 定 員 = 90人（定員を超えた場合は抽選となります）

■ 申込期限 = 4月23日（木）

■ 申込方法 =

詳しい内容は、4月6日以降に各学校から案内を配布しますので、ご確認いただき、お申し込みください。

※お申し込み・お問い合わせは、

都城少年少女発明クラブ事務局

☎：070-4116-9548 にお願ひします。

あなたの仲間づくりと学びの心を応援します！生涯学習教室「わくわく教室」の受講生を募集します

中央公民館や地区分館で、各種生涯学習教室を開講します。受講を希望する人は、町中央公民館にある申込書に必要事項を記入して、直接お申し込みください。

- ※ 教室は6月から開始します。
- ※ 受講希望者が10人未満の教室は開講できません。

■受講料 =
2,500円/年(2時間コース×10回または、1時間コース×20回)

※ ただし、次の教室は1,500円/年です。(1時間×12回のため)
No.24『Melody English KIDS』
No.27『Melody English KINDER』

※ 途中で脱退しても、受講料は返却できません。
※ 教室によっては、教材費などの個人負担が発生します。

■申込受付 =
4月1日(水)～5月11日(月) ※期限厳守
※ 定員がある場合は、申し込み先着順となります。

■申し込み・お問い合わせ先 =
町教育委員会 教育課 生涯学習係(中央公民館内)
☎: 52-9311(直通) お願いします。

開催場所 No.

教室名

教室の内容

対象者
定員
開催日
実施回数
講師氏名

勝岡小学校 No. 1

新体操教室

新体操を通して、柔軟性やリズム感・表現力を高めよう
※準備: ゆかた一式
幼児～小学生
なし
毎月第1・3火曜 午後5時～6時
20回
堀 小百合(ほり さゆり)先生

中央公民館 No. 2

わくわくきもの着付け教室

きもの着付け・マナー等
※準備: ゆかた一式
中学生以上
なし
毎月第1・3火曜 午後7時30分～9時30分
10回
永野 朱美(ながの あけみ)先生

第7地区分館 No. 3

書道教室

書道入門から作品制作へ
成人男女
24人
毎月第2・4木曜 午後2時～4時
10回
大西 麻美(おおにし あさみ)先生

中央公民館 No. 16

中央演歌教室

歌謡教室
成人男女
20人
毎月第2・4土曜 午後1時30分～3時30分
10回
阿久根 一秋(あくね かずあき)先生

中央公民館 No. 17

韓国語教室

ハングル文字から学びます
小学生以上
20人
毎月第1・3土曜 午後1時～3時
10回
金 泰潤(きむ ていゆん)先生

中央公民館 No. 18

表千家流茶道教室

表千家流茶道教室
※各回茶菓子代200円前後
小学生～高齢者
15人
毎月第2・4土曜 午後2時～4時
10回
行田 典子(ゆきた のりこ)先生

中央公民館 No. 4

和紙人形教室

和紙を使っての人形作り(準備: 鉛筆・はさみ)
成人女性
15人
毎月第1・3木曜 午前10時～正午
10回
榎木 あい子(えのき あいこ)先生

中央公民館 No. 5

わくわくお習字教室

書道
成人男女
なし
毎月第2・4火曜 午前10時～正午
10回
岡本 尚子(おかもと なおこ)先生

中央公民館 No. 6

手編教室

手編みの基礎からセーターやカーディガンの製作まで
成人男女
なし
毎月第2・4火曜 午前10時～正午
10回
下石 加津代(しもいし かつよ)先生

中央公民館 No. 19

ヨガ教室Prana(プラーナ)

呼吸法、体位法、瞑想法、アーユルヴェーダ指導(準備: ヨガマット・タオル)
成人男女(初心者可)
14人
毎月第1・3火曜 午前9時30分～11時30分
10回
藤田 京子(ふじた きょうこ)先生

中央公民館 No. 20

プリザーブドフラワーアレンジ教室

プリザーブドフラワーアレンジ
※材料代500～1,500円、はさみ
どなたでも
10人
毎月第2木曜 午前10時～正午
20回
長井 のぞみ(ながい のぞみ)先生

勝岡小学校 No. 21

徒手教室

徒手体操(身体全部を使った体操)・演技
幼児～小学生
なし
毎月第2・4火曜 午後5時～6時
20回
堀 小百合(ほり さゆり)先生

第7地区分館 No. 7

太極拳教室

ゆっくりとした動きで体カづくりになります!!
成人男女
20人
毎月第2・4火曜 午後1時30分～3時30分
10回
花田 いく子(はなだ いくこ)先生

中央公民館 No. 8

自己整体教室

肩こり予防・腰痛予防
※ヨガマットまたはバスタオル持参
成人男女
20人
毎月第2・4木曜 午前10時～正午
10回
有馬 八重子(ありま やえこ)先生

第6地区分館 No. 9

6地区歌謡教室

カラオケレッスン
成人男女
なし
毎月第1・3火曜 午後7時30分～9時30分
10回
岡元 常信(おかもと つねのぶ)先生

中央公民館 No. 22

押花教室

季節の花や野草を使って押花の作品を作ります
成人男女
なし
毎月第1・3火曜 午前10時～正午
10回
岩崎 壽子(いわさき ひさこ)先生

小倉部 ※早馬神社近くの古民家 No. 23

和布小物作り教室

和布を使った小物作り※裁縫道具が必要
成人女性
10人
毎月第2木曜 午後2時～4時
10回
東馬場 エイ子(ひがしばば えいこ)先生

第7地区分館 No. 24

Melody English KIDS

英会話
※コピー代の負担があります。
小学生
10人
毎週水曜日 午後5時～6時
12回
中川 浩子(なかがわ ひろこ)先生

第3地区分館 No. 10

3地区歌謡教室

歌謡練習
成人男女
なし
毎月第1・3火曜 午後7時～9時
10回
岡元 常信(おかもと つねのぶ)先生

中央公民館 No. 11

血流アツクヨガ

ヨガ(準備: ヨガマット・水分)
成人女性
12人
毎月第2木曜 午後1時30分～3時30分
10回
長井 のぞみ(ながい のぞみ)先生

中央公民館 No. 12

町民のための応急手当講習

救命入門コース
18歳以上
10人
毎月第1・3土曜 午前10時～正午
10回(上記例外: 6/13・20, 8/1・29)
月野 徹(つきの とおる)先生

第8地区分館 No. 25

3Bロコモ体操教室

用具を使って音楽に合わせた健康体操
※準備: 3B用具(体験時は講師準備)
成人女性
なし
毎月第2・4火曜 午後1時30分～3時30分
10回
山下 みづほ(やました みづほ)先生

第8地区分館 No. 26

3Bロコモ男性教室

用具を使って音楽に合わせた健康体操
成人男性
15人
毎月第2・4火曜 午前9時～10時
20回
山下 みづほ(やました みづほ)先生

第7地区分館 No. 27

Melody English KINDER

英語の歌や英単語を覚えよう
※コピー代の負担があります。
4歳～6歳
10人
毎週火曜日 午後5時～6時
12回
中川 浩子(なかがわ ひろこ)先生

中央公民館 No. 13

ヨガ教室Prana(プラーナ)(夜間)

呼吸法、体位法、瞑想法、アーユルヴェーダ指導(準備: ヨガマット・タオル)
成人男女(初心者可)
14人
毎月第2・4火曜 午後8時～10時
10回
藤田 京子(ふじた きょうこ)先生

中央公民館 No. 14

初めてのクラシックギター

ギター音楽の習得と健全な心身の向上(準備: クラシックギター)
成人男女
20人
毎月第1・3木曜 午後2時～4時
10回
有川 祐三(ありかわ ゆうぞう)先生

中央公民館 No. 15

アートフラワー教室

布を染めてコサージュやブーケを作ります
成人女性
なし
毎月第2・4水曜 午前10時～正午
10回
中西 郁子(なかにし いくこ)先生

中央公民館 No. 28

1地区カラオケ教室

カラオケレッスン
成人女性
なし
毎月第2・4水曜 午後1時～3時
10回
寺尾 豊二郎(てらお とよじろう)先生

第8地区分館 No. 29

ストレッチ&リズムウォーキング教室

ストレッチやリズムに合わせてのウォーキングなど ※シューズ、マットを準備
成人男女
なし
毎週水曜 午後2時～3時
20回
久保 葉生(くぼ なお)先生

第9地区分館 No. 30

整体コンディショニング教室

理学療法士が教える整体・体操
※水分、タオル、ヨガマットを準備
成人男女
15人
毎月第1・3火曜 午後1時～3時
10回
小林 智文(こばやし ともみ)先生

催し

◆「第154回みまたん駅前よかもん市（朝市）」を開催します

期 日	4月26日（日） 【毎月第4日曜日開催】 ※雨天でも実施します（荒天中止） 雨の場合、店頭軒下と店内奥コミュニティ室で行います。
時 間	午前8時～10時30分ごろ
場 所	町物産館「よかもんや」前駐車場 （JR三股駅東隣）

今月の朝市は、みんなで楽しめるイベント企画中です！店頭で配布のチラシにてご案内します。

毎回、人気の商品や朝市でしか買えない限定商品をたくさん販売します。

さらに、「朝市で使える商品券」がもらえるポイントカードや、出店者からの提供商品が当たるお楽しみ抽選会も行います。

毎月第4日曜日は朝市会場で朝食を取りませんか？たくさんのご来場を心からお待ちしています。

●商品券がもらえるポイントカードを発行します

買い物をするともらえるポイント引換券を持ってポイント引換所にお越しください。引換券1枚で1ポイントがもらえます。20ポイントためると朝市で使える500円分の商品券と交換します。

●ガラポンお楽しみ抽選会

ポイント引換所で、**3店舗分のポイント引換券で1回ガラポン抽選**ができます。空くじなしの運試しをしませんか？

※抽選会は、午前8時半から10時ごろまで実施します。

★現在発生している新型コロナウイルス感染症の発生状況などにより、やむを得ず中止となることもあります。その場合は、店頭およびSNSなどでお知らせします。

※ごみ減量化のため、マイバッグ持参を推進しています。ご協力をお願いします。

※新規出店者（出店料500円）も募集しています。

※イベントなどは変更になる場合があります。詳細は町物産館よかもんやへ。

■主催 みまたん駅前よかもん元気会

※お問い合わせは、町物産館よかもんや
☎：52-3131 にお願ひします。



お知らせ

◆特定高齢者の住宅改修助成金を受ける事業者は、事前登録が必要です

町では特定高齢者（※）が手すりの設置や段差の解消などの住宅改修を行う場合に補助をします。改修を行う大工・施工業者が、助成金を受けるためには、あらかじめ町に登録する必要があります。

本年度（令和2年度）に**新規で登録を希望する事業者**は次の日程で申請をお願いします。

※特定高齢者とは・・・介護認定を受けていないが、介護予防の取り組みが必要であると町が認定した町内在住の65歳以上の高齢者を指します

■ 登録受付期間 = 4月20日（月）～24日（金）

■ 登録受付時間 = 午前9時～午後5時

■ 対象事業者 = 町内の大工または町内に事業所のある施工業者

■ 受付場所 = 高齢者支援課 地域包括支援係



※お申し込み・お問い合わせは、

高齢者支援課 地域包括支援係（1階 ⑦番窓口）

☎：52-8634・9063（直通）をお願いします。

◆高齢者安全運転支援事業（踏み間違い防止）が始まります

■事業内容 =

町は、高齢運転者が安心して運転を続けられるように、自分が所有する自動車に、後付けの安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助します。

※新車や中古車の購入時に装置を設置する場合は、補助対象外です。

※購入する前に、申請が必要です。

■補助対象装置 =

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置です。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置です。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置です。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置です。

■補助対象者 =

- ①町内に住所がある自動車運転免許の保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯でこの補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

■補助対象経費および補助額 =

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に必要な経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、7万円を上限とする。
ATワンペダルの装着に必要な経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

補助の対象となる経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法 =

「町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添えて提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



※お問い合わせは

総務課 危機管理係（2階 ②番窓口）

☎：52-1110（直通）をお願いします。

◆高齢者運転免許証自主返納支援事業が始まります

■事業内容 =

運転に不安のある高齢者で運転免許証を自主的に返納した人に、地域コミュニティバス回数券を交付し、高齢者の交通事故の減少と公共交通の利用拡大を図るものです。

■補助対象者 =

- ①自主返納の日に満70歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人

■支援内容 =

地域コミュニティバス「くいまーる」の回数券12回分のバス利用券を10冊交付します。（120回分）

■申請方法 =

運転免許証を自主返納した日の翌日から起算して1年以内であり、「町高齢者運転免許証自主返納支援申請書」に、運転免許の取消通知書などを添付して提出ください。

※お問い合わせは、

総務課 行政係（2階 ②番窓口）

☎：52-1112（直通）をお願いします。

◆上米公園パークゴルフ場がさらに利用しやすくなりました

- 毎月1回、入場料半額の日を設けました。

	大人	中学生	小学生以下	団体
通常営業日	500円	200円	無 料	350円 (20人以上)
第1木曜日(注1)	250円	100円		

(注1) 10月は第2木曜日です。

※大会、団体利用を除きます。

※ポイントの付与はありません。

- 午後3時以降の入場料がお安くなりました。

入場時間	大人	中学生	小学生以下	団体
午前8時30分～	500円	200円	無 料	350円 (20人以上)
午後3時以降	300円	100円		

※大会、団体利用を除きます。

※ポイントの付与はありません。

■特典つきのポイントカード発行中

ピンクカード・・・貸クラブの人に発行

- ・入場1回につき1ポイントをプレゼントし、**20ポイント**貯まると1回の入場が無料になります。

グリーンカード・・・クラブを持参した人に発行

- ・入場1回につき1ポイントをプレゼントし、**10ポイント**貯まると1回の入場が無料になります。

※毎月3の付く日(3日、13日、23日)は、ポイント2倍デーです!

■ゴールデンウィーク期間中の営業をお知らせします

ゴールデンウィークの8日間は休まず営業します。ご家族、お友達と一緒にパークゴルフで爽やかな汗を流しませんか。

- 営業日：4月29日(水)～5月6日(水)
※5月4日(月)も通常どおり営業します。
- 定休日：5月7日(木) ※通常は月曜日です。
- 営業時間：午前8時30分～午後5時
- 入場料：大人500円 中学生200円 小学生以下は無料
※貸クラブ・ボールは無料

※お問い合わせは、

上米公園パークゴルフ場 ☎：51-2570 にお願ひします。

◆家内労働(内職)情報をお知らせします

県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください(ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください)。電話での相談も受け付けますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあるため、その他の求人条件が加わる場合があります。

令和2年3月25日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町 都城市内(要相談) 小林市内一部地域	1個10円～50円
部品組み立て、部品外観検査 (キズ汚れなど)	三股町、都城市	1個0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	三股町、都城市とその周辺	1本 4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその周辺	1反2万円～4万5千円

◎事業所の人へ

家内労働に適したお仕事はありませんか?

内職者募集の際には、ぜひ「就職相談支援センター」をご利用ください。



※お問い合わせは、

都城就職相談支援センター 〒885-0024 都城市北原町24街区21号
県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内 ☎/ファクス：25-0300

相談日：月曜～金曜日(土曜・日曜・祝日は休み) 相談時間：午前9時～午後5時

詳しくは県庁の公式サイトをご覧ください。

宮崎 内職

検索

◆軽自動車税種別割の減免申請を受け付けます

身体や精神に障害があり、身体障害者手帳などの交付を受けている人で、必要な要件を満たす場合、申請することで、軽自動車税種別割が減免されます。

■令和2年度の受付期間 =

4月1日（水）～6月1日（月）

※ただし、土曜・日曜・祝日を除きます。また、**申請手続きは、受付期間中のみ**となりますので、ご注意ください。

■申請のときに準備するもの =

①個人番号確認書類

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入で、減免申請書にマイナンバー（個人番号・法人番号）の記入が必要です。

個人番号の確認を行いますので、次のいずれかをご用意ください。

本人（納税義務者）が申請する場合	・個人番号カード ・通知カード ・個人番号が記載された住民票 ・個人番号が記載された住民票記載事項証明書
代理人（納税義務者以外の人）が申請する場合	上のカードまたは証明書などの写し 【注意】代理人が申請する場合は、委任状が必要です。

※番号確認・本人確認は不要です。

②障害などを証明できるもの

（身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳）

③運転免許証（申請対象の軽自動車などを運転する人の分）

④車検証

⑤印かん（認め印可）

※身体障害者などの本人以外が運転する場合、各種証明書類が必要となる場合があります。

※代理人（納税義務者以外の人）が申請する場合、手続きに来た人の本人確認の書類が必要です。

■軽自動車税種別割の減免対象となる車 =

次の①、②、③、④のいずれかに該当する場合、軽自動車税の減免対象となります。

	軽自動車などの所有者名義 （納税義務者）	運転者	その他の要件
①	身体障害者など	身体障害者など本人	—————
②	身体障害者など	身体障害者などと生計を同じくする人	継続して、身体障害者などで18歳以上の人の通学・通院・通所または仕事のために運転する場合
③	身体障害者など または 身体障害者などと生計を同じくする人	身体障害者などと生計を同じくする人	継続して、ア)、イ)のいずれかに該当する人の通学・通院・通所または仕事のために運転する場合 ア) 身体障害者などで18歳未満の人 イ) 療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
④	身体障害者など	当該身体障害者などを常時介護する人	日常的に当該身体障害者など(身体障害者などのみで構成される世帯に属する人に限る)の通学・通院・通所または仕事のために運転する場合

●「所有者名義」とは、単なる所有ではなく、車検証の所有者または使用者の名義になっていることを意味します。

●「身体障害者など」とは、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳の交付を受けた人のことをいいます。

●①から④に該当しても、障害の等級・程度によっては減免できない場合がありますので、事前にご相談ください。

●減免の対象は、普通自動車も含めて、身体障害者など1人につき1台です。普通自動車税で減免手続きを受けている場合は、軽自動車税での減免申請はできません。

※普通自動車税の減免に関するお問い合わせは、

都城県税・総務事務所 ☎：23-4517

※軽自動車税種別割の減免申請に関するお問い合わせは、

税務財政課 住民税係（1階 ⑤番窓口）☎：52-9638（直通）

にお願いします。



◆「緑の募金」にご協力ください

緑の募金活動は森林・みどりへの町民の理解と関心を広めること、そして住民参加による本町の特性を生かしたみどりづくりを目的としています。

集まった募金は、学校環境整備や公園、公民館などの緑化推進、みどりの少年団助成などに活用しています。

<令和元年度の募金額> … 129万8,500円

皆様のご協力、誠にありがとうございました。本年度も次のとおり募金活動を実施することになりましたので、本事業の趣旨をご理解いただき、ご協力をよろしくお願いいたします。

■緑の募金目標額 =

1世帯当たり200円

■実施方法 =

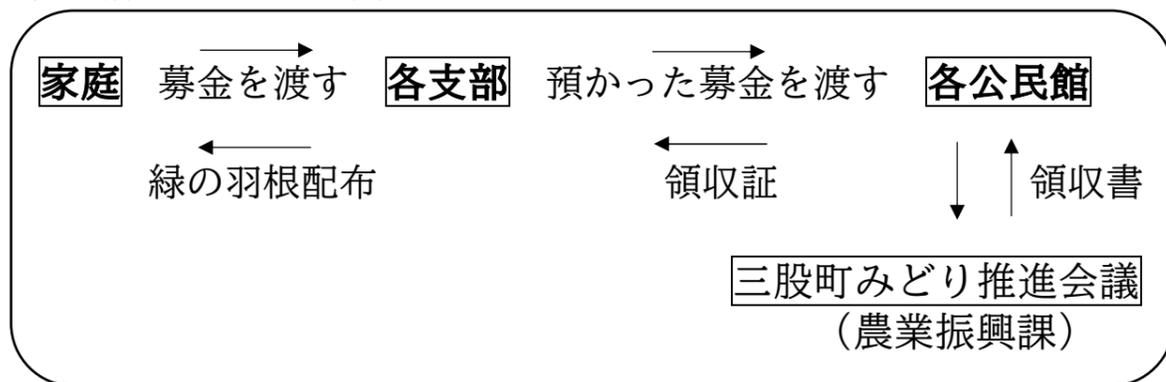
- ・各自治公民館の協力を得ながら、家庭募金を主に行う。
- ・各自治公民館長、各支部長を募金協力者とし、各支部毎の募金とする。

■納入方法 =

各自治公民館単位で募金活動をお願いしておりますので、募金を各支部長へ納入ください。



※募金活動のイメージ図



■実施期間 =

4月下旬～5月31日 まで



※お問い合わせは、

三股町みどり推進会議事務局(農業振興課 農林整備係)(3階 ③番窓口)

☎: 52-9089 (直通) にお願ひします。

緑の募金は町内のさまざまな緑化活動に利用されています。

■令和元年度の主な活動内容 =

①学校環境整備事業

活動数: 7件

金額: 13万9,004円

<実例>勝岡小学校

(内容)
花の苗・培養土・肥料・油粕を購入し、勝岡小学校内へ植栽を実施しました。



②公園等の緑化事業

活動数: 13件

金額: 59万6,113円

<実例1>上米壮年会

(内容)
モミジ苗木・丸太杭・肥料を購入し、上米公園森林園路へ植樹活動を実施しました。



<実例2>勝岡自治公民館

(内容)
花の苗・肥料を購入し、精米所前交差点沿い花壇、勝岡コミュニティセンターへ植栽を実施しました。



③みどりの少年団

金額: 15万円

(内容)
勝岡みどりの少年団は年間を通して、花を育てる活動・清掃活動・祭りでの球根配布・育てた花を施設に贈る活動などの緑化活動を実施しました。



◆イヌの登録と狂犬病予防注射を行います

イヌの所有者には、イヌの生涯に一度の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

※当日都合がつかない人は、他の地区や動物病院で予防注射を受けてください。

※病気、高齢や妊娠などの場合は、最寄りの動物病院にご相談ください。

■対象となる犬 =

- 生後3カ月以上のイヌ
 - 今年になって、狂犬病予防注射を受けていない犬
- ※予防注射は年に1回の接種が必要です。



■登録料・・・1頭当たり **3,000円** (生涯1回)

■注射料・・・1頭当たり **3,300円** (年1回)

(狂犬病予防注射料・・・2,750円、注射済票交付手数料・・・550円)

※釣り銭がいないように準備してきてください。

※イヌの制御ができる人が連れてきてください。

※興奮して注射が困難なイヌは、動物病院での接種をお勧めします。

※狂犬病予防注射は、各動物病院で受けることができます。

☆飼い主の皆さんへのお願い☆

次の場合は、環境保全係まで連絡をください。

- 飼い犬が死亡したとき
- 飼い犬の住所などが変更となった場合
- 飼い主などが変更になった場合



■令和2年度 集合注射日程表 =

日程	時間	場所	対象地区	
5 / 13 (水)	午前	9時 ~ 9時40分	蓼池児童館	蓼池
		10時 ~ 10時40分	第6地区分館	勝岡・三原
		11時 ~ 11時30分	前目研修館	前目
	午後	1時30分 ~ 2時	第4地区分館	梶山
		2時20分 ~ 2時40分	田上集落センター	田上
		3時 ~ 3時20分	餅原営農研修館	餅原
5 / 14 (木)	午前	9時 ~ 10時	第7地区分館	上新・下新
		10時20分 ~ 11時	今市児童館	今市・中原 花見原
	午後	1時30分 ~ 2時10分	第8地区分館	東原・稗田
		2時30分 ~ 3時30分	第9地区分館	植木
5 / 15 (金)	午前	9時 ~ 9時20分	大野集落センター	大野 大八重
		9時40分 ~ 10時	第5地区分館	仮屋 内ノ木場
		10時20分 ~ 10時40分	轟木精米所	轟木
		11時 ~ 11時40分	第2地区分館	上米・中米
	午後	1時30分 ~ 2時	第3地区分館	3地区全域
		2時20分 ~ 2時40分	櫟田営農集落館	櫟田・谷
		3時 ~ 4時	町体育館	山王原・仲町

※お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係 (2階 ④番窓口)

☎: 52-9082 (直通) にお願ひします。



◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します

近年、大地震が頻発^{ひんぱつ}しており、家屋の倒壊などで死傷者や避難者が出ています。

こうした状況を受けて、安全で安心して暮らせる住まいづくりの実現を目指し、町では昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震性の向上を図るため、耐震診断・耐震改修の費用の一部を補助しています。

より多くの町民の皆さんに木造住宅の耐震化を進めてもらいたいため、補助を希望する人は、建築係までお問い合わせください。

1. 耐震診断

■ 対象となる建築物 =

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅

■ 耐震診断費 =

個人負担額…6,000円

(1棟当たり6万円のうち、国・県・町が5万4,000円を補助)

※個人負担額についても、県建築住宅センターの助成制度を利用できる場合があります。詳しくは窓口までお問い合わせください。

■ 耐震診断の実施 =

町が県木造住宅耐震診断士に依頼して、申し込みのあった住宅の、耐震診断を行い、結果をお知らせします。

■ 耐震診断の棟数 =

30棟

※定数になり次第、締め切ります。



2. 耐震改修工事 ※耐震診断を行っていることが条件です。

耐震診断の評点が倒壊する可能性がある1.0未満のものを、耐震補強設計に基づき「1.0以上」とする改修工事を指します。

■ 補助額 =

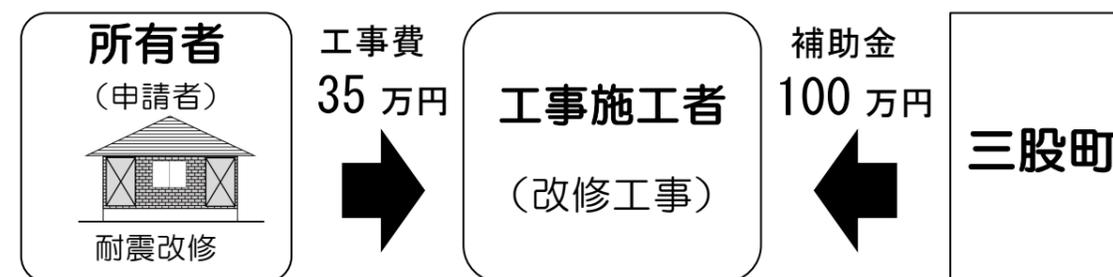
改修工事費の5分の4以内で100万円を限度とします。

※耐震改修工事に取り組みやすくなるよう「代理受領制度」を導入しました。

「代理受領制度」とは、申請者との契約で耐震改修工事を実施した者(工事施工者など)が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる制度です。この制度を使うことで、申請者は工事費と補助金の差額分だけが必要となり、事前に用意する費用負担を減らすことができます。

● 「代理受領制度」のイメージ

(耐震改修工事費用135万円の時)



※消費税は申請者負担となります。

■ 耐震改修などの棟数 =

9棟程度

※予算に達し次第、締め切ります。



※お問い合わせは、

都市整備課 建築係 (2階 ③番窓口)

☎: 52-9065 (直通) をお願いします。

◆**ブロック塀などの除却費用を補助します**
(令和2年度末までの2年間限定の事業です)

平成30年6月に大阪府で発生した最大震度6弱の大きな地震により、通学路沿いのブロック塀が崩れ、通学途中の小学生が犠牲になる痛ましい事故が発生しました。

こうした状況を受け、地震などで倒壊したブロック塀などが、人命に危険を及ぼしたり、緊急車両の通行を妨げたりすることを防ぐため、危険なブロック塀などの除却を促し、地震などによる災害を未然に防止することを目的に、除却に必要な費用の一部を助成します。

■ **対象となるブロック塀など** =

- ・ 小学校からおよそ500mの範囲にある道路に面したものの
- ・ 歩道面からの高さが1.4m以上のものの
- ・ ひび割れ、破損、変色・風化、塀の傾きや、ぐらつきのあるもの

※ブロック塀などとは？

→コンクリートブロック塀、石積塀、れんが塀など

■ **対象工事について** =

ブロック塀などの撤去工事

(部分的な撤去の場合は、歩道面からの塀の高さ80cm以下とすること)

■ **補助額** =

最大15万6,000円まで全額補助します。

※ただし①～④のうち、最も低い額が上限となります。

- ①一つの敷地につき15万6,000円
- ②撤去するブロック塀などの長さにつき1万2,000円/m
- ③撤去するブロック塀などの見付面積につき1万円/m²
- ④除却費用の見積額

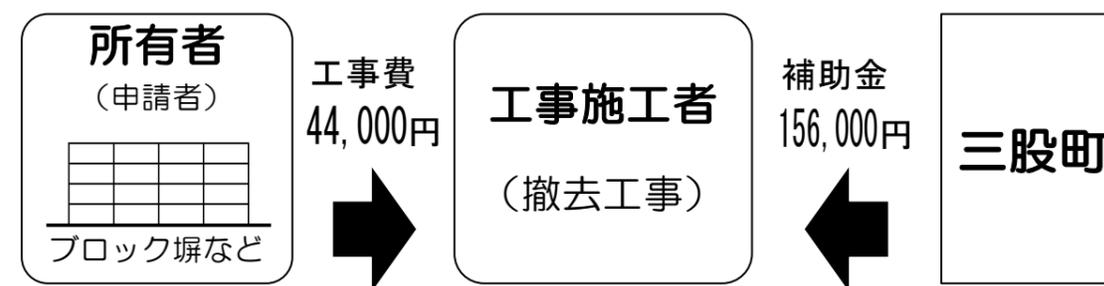


※ブロック塀などの撤去工事に取り組みやすくなるよう「代理受領制度」を導入しました。

「代理受領制度」とは、申請者との契約で撤去工事を実施した者（工事施工者など）が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる制度です。この制度を使うことで、申請者は工事費と補助金の差額分だけが必要となり、事前に用意する費用負担を減らすことができます

● 「代理受領制度」のイメージ

(ブロック塀などの撤去工事費用20万円の時)



※消費税は申請者負担となります。

■ **ブロック塀などの除却の件数** =

20件程度

※定数になり次第、締め切ります。



※お問い合わせは、

都市整備課 建築係 (2階 ③番窓口)

☎: 52-9065 (直通) をお願いします。

◆通知カードが廃止になります！

現在、マイナンバーを証明できるものは、通知カード、マイナンバーカード(個人番号カード)、マイナンバーの記載のある住民票や記載事項証明書ですが、このなかで**通知カードが廃止される予定です**。デジタル手続法の通知カード廃止に係る規定の**施行の日は、5月25日頃を予定**しています。

【通知カードみほん】



※住所、氏名の変更があった場合は、裏面に記載されます。

■施行日以後の通知カードの取扱い =

- (1) **経過措置**として、施行日前に通知カードの交付を受けた人は、**通知カードに記載されている氏名、住所などが住民票記載の内容と一致している**と、引き続き通知カードをマイナンバーを証明する書類として使用できます。
- (2) 通知カードの**交付および再交付は行いません**。
※施行日前に新しく個人番号を指定した場合や通知カードの再交付を申請し、受け付けられた場合は除きます。
- (3) 氏名、住所などに変更があっても通知カードの**記載の変更を行いません**。
- (4) 通知カードを紛失した場合は、町に届け出なければなりません。
- (5) マイナンバーカードの交付を受けようとする場合などには通知カードを町に返納しなければいけません。

■通知カード廃止を受けて皆さんへのお願い =

※まずは、**通知カードがあるか確認し、住所、氏名の変更がある場合は、裏面に記載があるかを確認してください**。

- (1) 通知カードを紛失した人は、施行日前日までに再交付の手続きを済ませてください (**500円かかります**)
- (2) 現在、持っている通知カードの住所、氏名などに変更がある場合は、施行日前日までに町役場で記載事項の変更手続きを行ってください。
- (3) マイナンバーカード(個人番号カード)を申請する。
※無料で申請することができ、施行日以降でも可能です。

■マイナンバーカード申請をお手伝いします =

※町では、マイナンバーカード(個人番号カード)の発行を希望する人に、写真撮影を行い、カード申請のお手伝いを行っています。

- 受付場所** = 町役場 町民保健課 (1階 ③番窓口) 前
「マイナンバー窓口」
- 受付時間** = 午前8時30分～正午
午後1時～4時
- 必要なもの** = **免許証や保険証などの本人確認書類**
※申請者本人が来庁してください。
※カードができるまでおよそ1か月かかります。
※受け取りのために再度来庁する必要があります。

※お問い合わせは、

町民保健課 戸籍住民係 (1階 ③番窓口)

☎ : 52-9630 (直通) にお願ひします。



保健と福祉（一般）

◆「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第十一回特別弔慰金）」の請求の受付を行います

■ 対象者 =

特別弔慰金は、戦没者等の死亡に関し恩給法による公務扶助料・特例扶助料、援護法による遺族年金・遺族給付金などの受給権者（戦没者等の妻や父母など）が令和2年4月1日現在にいない場合、次の先順位のご遺族一人に支給されます。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等と生計関係があった①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
(戦没者等と生計関係がなかった人、令和2年4月1日現在に婚姻で姓が変わっている人または遺族以外の人と養子縁組している人は除かれます。)
4. 3以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
5. 1から4以外の三親等内の親族
(戦没者の死亡時まで引き続き1年以上生計関係があった人に限られます。)

■ 請求受付日時 =

期 日	対象地区	受付対象者	受付時間	受付場所
令和2年	7月6日(月)	1 地区	午前9時 ～午後4時 (午後0時15分 ～1時を除く)	町役場4階 第1会議室
	7日(火)	2・3 地区		
	8日(水)	4・5 地区		
	9日(木)	6・7 地区		
	10日(金)	8・9 地区		
	7月13日(月)	1 地区		
	14日(火)	2・3 地区		
	15日(水)	4・5 地区		
	16日(木)	6・7 地区		
	17日(金)	8・9 地区		
7月20日(月) ～7月31日(金) ※土日・祝日を除く	すべての地区	すべての対象者		町役場4階 第4会議室
8月3日(月)～ 令和5年 3月31日(金)	すべての地区	すべての対象者	午前8時30分 ～午後5時 (午後0時15分 ～1時を除く)	町役場1階 福祉課 社会福祉係

■ 請求に必要な書類 =

町役場で準備している書類	請求者が準備するもの
①請求書	④令和2年4月1日の請求者の戸籍抄本
②印鑑等届出書	⑤請求者の順位によって必要な戸籍書類
③現況申立書	⑥請求者の状況に応じて必要な書類 ※福祉課で準備している書類もあります。

②印鑑等届出書に押印する印かんもお持ちください。

スタンプ、ゴム製、自分で作ったとみられる印かんは認められません。

⑤、⑥は、請求者によっては必要書類が異なりますので、三股町公式サイトトップページ下部にある【第十一回特別弔慰金について】を確認していただくか、福祉課社会福祉係に必要書類一覧表を準備していますので、ご確認ください。

■ 支給される特別弔慰金 =

- ①国債の名称 第十一回特別弔慰金国庫債券「い」号
- ②額 面 25万円
- ③償還期間 5年均等償還

※お問い合わせは、

福祉課 社会福祉係（1階 ⑥番窓口）

☎：52-9061（直通）をお願いします。

◆障害者ふれあいサロンに参加しませんか？

障害のある人たちが気軽に集まり、さまざまな活動を通して交流することを目的に「障害者ふれあいサロン」を行っています。

「友達を増やしたい」「新しいことを始めてみたい」など、活動に興味のある人は気軽にご参加ください。

- 対象者 = 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のうち、いずれかを持っている人
※精神障害を理由とする年金を受給している人や、自立支援医療受給者証（精神通院医療）の交付を受けている人も参加できます。
- 開催日 = 月2回程度（不定期）
※参加者の予定や季節のイベントに合わせて開催します。
- 申し込み = 各手帳、年金証書や受給者証のいずれかをお持ちのうえ、総合福祉センター「元気の杜」にある町基幹相談支援センターまたは、社会福祉係までお申し込みください。
- 参加費 = 無料
※ただし、活動に必要な材料費や食事代などは自己負担が必要となる場合もあります。



※お申し込み・お問い合わせは、
町基幹相談支援センター ☎：57-7337
または、
福祉課 社会福祉係 ☎：52-9061（直通）をお願いします。

農林畜産業関連

◆ 畜産農家の皆さんへ



毎月10日・20日・30日は 「町内一斉消毒の日」です

昨年、中国においてアフリカ豚熱（ASF）の発生が確認されて以降、アジアを中心に発生が拡大しています。また、国内で発生が続発している豚熱（CSF）についても、まだ収束を迎えることができておらず、これらの疫病の侵入リスクが高い状況にあります。

伝染病への防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と 畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

① 長靴の履き替え

農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。

② 踏み込み消毒槽の設置と点検

踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

③ 農場訪問者の記録と立ち入り規制

農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。

④ 早期発見・早期通報

家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：62-5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。

農業振興課（役場3階 ③番窓口）までお越しくください。

※お問い合わせは、農業振興課 畜産振興係（3階 ③番窓口）

☎：52-9088（直通）をお願いします。

◆5月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします

★5月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	<p>回収日：5月20日（第3水曜日） ≪午後1時30分～3時≫ ※回収日が雨天で回収できなかった場合の予備日：5月27日（水） ★雨天時は中止になる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。 ★回収日以外は受け入れできませんのでご注意ください。</p>
場 所	町最終処分場（クリーンヒルみまた）
搬入方法	<p>土・くずなど異物を取り除き、種類別・色別に分別して10～15kg程度にひもなどで縛って搬入してください。</p> <p>注意①：サイレージの「ラッピングフィルム」と「ネット」は、種類が違うため、分別して処理してください。</p> <p>注意②：金属の付いているビニールなどは、必ず金属部分を取り除いて持ち込んでください。</p> <p>※分別については、右のページの表を確認してください。</p>
注意事項	<p>★処理料金は現金支払いです。 ★印かん（認め印可）をお持ちください。 ★処分場内は徐行運転で走行してください。 ★町では、上記の日時・場所のみで処分できます。 本町以外で実施している回収場所に、町内の農業者が廃棄プラスチックを持っていくことはできません。</p>

農業用廃棄プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者（農業経営者）が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

※農業用廃棄プラスチックの分別は次のとおりです。

分別が徹底されていない場合は、持ち込みをお断りさせていただきます。

★搬入方法・分別方法が分からないときは、必ずお問い合わせください。

①農ビフィルム 〈処理料金 1kgあたり7円〉

種類	注意点
<ul style="list-style-type: none"> ・農ビマーク入りのもの ・透明の農ビ 	<ul style="list-style-type: none"> ・10～15kgのつづら折りにする。 ・サイドの耳ひもは取り除く。 ・農ビ以外のものを混入しない。

②ポリ（PO） 〈処理料金 1kgあたり23円〉

種類	注意点
<ul style="list-style-type: none"> ・軟質ポリ ・ポリ系フィルム ・不織布、灌水チューブなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・シート状のものは、重さ10kg前後にまとめて、ダンバンドなどで結束する。

③その他 〈処理料金 1kgあたり53円〉

種類	注意点
①農ビフィルム ②ポリ以外の農業用廃棄プラスチック <ul style="list-style-type: none"> ・ブルーシート ・サイレージネット ・ポリ製農薬容器 ・水稻用育苗箱 ・農業用タンクなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハトメなどの金属部分があれば除去すること。 ・農薬容器は、中身をきれいに洗浄し、乾いた状態で搬入する。

★農業用廃棄プラスチック以外の農業用廃棄物（ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したもの、発泡スチロールなど）は、回収できません。
産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。



※お問い合わせは、農業振興課 農政企画係（3階 ③番窓口）

☎：52-9086（直通）をお願いします。

◆屋外で鳥を飼育している人へ
高病原性鳥インフルエンザを予防しましょう



現在日本では、高病原性鳥インフルエンザは発生していませんが、アジアのみならずヨーロッパの国々では発生が継続して確認されています。

本病のウイルスは、渡り鳥などの野鳥によって国内に持ち込まれる可能性が高く、その侵入ルートは複数存在すると指摘されています。

渡り鳥の本格的な飛来シーズンを迎えるにあたり、ウイルスが侵入するリスクが依然として高い状況にありますので、病気の発生を防止するためにも次のことに気をつけて鳥を飼いましょう。

- ◎ 餌箱や水飲み場に、野鳥を近づけないようにしましょう！
 - ・ 餌箱や水飲み場は、飼育小屋の中に置く。
 - ・ 野鳥の嫌いな光を反射する「コンパクトディスク（CD）」などを飼育小屋の周りに付ける。
 - ・ 飼育小屋の金網などの隙間や破れを防ぐ。
- ◎ 飼育小屋に出入りする時は、長靴の洗浄・消毒をしましょう！
- ◎ 湖や池などでの放し飼いはやめましょう！
- ◎ 鳥の世話をした後は、手洗い・うがいをしましょう！



お願い

- 今、飼育している鳥は、動物愛護の観点から責任を持って飼いましょう。（鳥を捨てる【放置する】と、法律により罰せられる場合があります）
- 鳥が続けて死亡した、鳥の首が曲がってきたなど、鳥に異常があるときは、以下の対応をお願いします。
 - ① すぐに家畜保健衛生所に連絡する。
 - ② 飼育小屋から鳥や卵などを出さない。
- 死亡した野鳥を発見した場合は、北諸県農林振興局まで連絡してください。
- ニワトリ、ウズラ、アヒル、キジ、ダチョウ、ホロホロ鳥、七面鳥などを飼育している人は、農業振興課 畜産振興係までお知らせください。

※お問い合わせは、
 都城家畜保健衛生所 ☎：62-5151
 北諸県農林振興局 ☎：23-4523
 農業振興課 畜産振興係（3階 ③番窓口）
 ☎：52-9088（直通）をお願いします。

◆「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3火曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	5月19日（火）
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方 法	相談は予約制です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。



※お申し込み・お問い合わせは、
 町社会福祉協議会
 ☎：52-1246 をお願いします。

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料で予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	5月7日(木)	5月18日(月)
相談委員	くすめぎ かずあき 久寿米木 和明	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります



※お問い合わせは、総務課 行政係（2階 ②番窓口）

☎：52-1112（直通）をお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめや虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの「悩み事相談」にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談

期 日	5月7日(木)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	J R 三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	ぼぼ しんご 黒木 まさひろ 馬場 真吾 、 黒木 正弘 <u>※相談員は、変更になる場合があります</u>

■常設人権相談

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※お問い合わせは、

・特設人権相談： 総務課 行政係（2階 ②番窓口）

☎：52-1112（直通）

・常設人権相談： 宮崎地方法務局都城支局

☎：22-0490 をお願いします。

◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【都城市】4月24日（金）、5月22日（金）
時 間	【都城市】午後1時～4時
場 所	都城市消費生活センター（都城市役所本館2階）
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申 込 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容を把握するため、<u>必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。</u> ・消費生活に関する法律相談です（<u>個人間トラブル、相続、事業者からの相談等は対象外</u>）。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細については、気軽にお問い合わせください。

※お問い合わせ・お申し込みは

町福祉・消費生活相談センター ☎：52-0999

都城市消費生活センター ☎：23-7154

をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

■相談日 = 毎週月曜・水曜・金曜

■時 間 = 午前9時～午後5時

■場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」



※お問い合わせは、

町社会福祉協議会

☎：52-1246 をお願いします。